

# 東京かたばみ会会則

## 第1章 総則

第1条 本会は、「東京かたばみ会」と称する。

第2条 本会は、事務所を実行委員長宅に置く。

第3条 本会は、山口県立宇部高等学校（前身も含む）卒業生（在席経験者含む）の会員相互の親交を目的とする。

第4条 本会は、前条の目的を達成するため下記の事業を行う。

- (1) 総会の開催
- (2) その他本会の目的達成に必要な事業

## 第2章 会員

第5条 本会は、下記の会員をもって構成する。

- (1) 会員 山口県立宇部高等学校及びその前身の学校の卒業生及び在席経験者

第6条 会員は、総会参加時会費を負担し、これを返却しない。会費の金額は実行委員会で検討し、理事会で承認し定める。

## 第3章 役員ならびに事務局

第7条 本会には下記の役員を置く。

- (1) 会長 1名
- (2) 副会長 数名
- (3) 運営委員 必要数
- (4) 理事 必要数
- (5) 実行委員長 1名（副実行委員長を置く場合は 1名）
- (6) 会計 1名（副会計を置く場合は 1名）
- (7) 会計監査 1名
- (8) 事務局長 1名（副事務局長を置く場合は 1名）
- (9) 実行委員 数名

第8条 役員の任期は、毎年10月1日から翌年9月30日までの1年間とし、再任はさまたげない。

役員は任期満了の場合においても、後任者が就任するまでは、前任者がその職務を行わなければならない。

第9条 役員の任務は、次の通りとする。

- (1) 会長 本会を代表し、会務を統括する。
- (2) 副会長 会長を補佐し、会長に事故あるときはその職務を代行する。
- (3) 運営委員 理事会、実行委員会を補佐し、助言をおこなう。
- (4) 理事 理事会を組織し、会務の運営にあたる。
- (5) 実行委員長 実行委員会を組織し、会務行事案を策定し、理事会に議案提示する。
- (6) 会計 会費の徴収と支出を執行する。
- (7) 会計監査 会計の運営が適切か監査をおこなう。
- (8) 事務局長 実行委員長を補佐し、実行委員長に事故あるときはその職務を代行する。
- (9) 実行委員 実行委員長および事務局長と共に、会務行事案を策定する。

第10条 本会役員を選出は、次の方法による。

- (1) 会長は、会員の中から選出し、総会において承認を図る。
  - ① 理事会で、自薦、他薦の候補者から選出する。
  - ② 理事会での選出は、各卒業年度理事に与えられた、2票の投票札によりおこなう。但し、理事のいない卒業年度の投票権は無いものとする。
  - ③ 投票は理事会および事前申込みの場合、郵送で実施する。
  - ④ 投票用紙は候補者名のみを記載し、投票者名は無記入とする。
  - ⑤ 会長の選出は、投票結果の多数票獲得者とする。
  - ⑥ 投票結果、上位同数の場合は、候補者相互で協議し、会長を決定する。
- (2) 副会長は、会員の中から理事会で選出し、総会において承認を図る。
  - ① 理事会で、自薦、他薦の候補者から、話し合いにより会長が最終的に選出する。
- (3) 運営委員は、毎年の実行委員長および事務局長経験者とする。
  - ① 運営委員会委員長は運営委員の話し合いにより選出され承認する。
- (4) 理事は、各卒業年度毎の会員から、選出され、理事会で承認する。
- (5) 実行委員長、会計、会計監査および事務局長は、理事会で選出され、承認する。
- (6) 実行委員は会員の中から実行委員長が指名する。

#### 第4章 会議

- 第11条 本会の会議は、総会、理事会、運営委員会および実行委員会とし、事務局長がこれを招集し、事務運営にあたる。
- 第12条 会員の総会は、毎年1回開催する。総会の招集は、会議の目的、日時、場所を書面をもってするほか、新聞各紙の同窓会掲載欄に記載する。
- 第13条 会長は必要ありと認めるときは、理事会の承認を得て臨時総会を開くことができる。また、理事の1/2以上より会議の目的たる事項を示して請求があったときは、会長は臨時総会を開かなくてはならない。
- 第14条 総会において決議すべき事項は、次の通りである。
- (1) 会長および副会長の承認
  - (2) 前年度決算の承認
  - (3) 会則の変更
  - (4) その他重要な事項
- 第15条 総会での議決は、議案提案後審議を経て拍手多数を持って決する。
- 第16条 理事会は、会長および実行委員長が必要と認めるときまたは過半数の理事より請求があったときこれを開く。理事会の議決は、出席理事の過半数をもってし、可否同数の場合は会長と実行委員長の相談によりこれを決する。
- 第17条 理事会は、総会に提出すべき議題を審議するほか総会の行事内容を審議する。
- 第18条 運営委員会は、運営委員会委員長が必要と認めるときまたは過半数の運営委員より請求があったときこれを開く。
- 第19条 実行委員会は、実行委員長が必要と認めるときまたは過半数の実行委員より請求があったときこれを開く。
- 第20条 緊急を要する事項については、理事会の決議をもって総会の決議に代えることができる。この場合、次回の総会に報告し事後承認を得なければならない。

#### 第5章 会計

- 第21条 会計年度は、毎年10月1日から翌年9月30日までの1年間とする。
- 第22条 会計の経費は、会費その他の収入をもってこれにあてる。
- 第23条 前年度収支報告は、総会で報告し承認を得なければならない。
- 第24条 本会解散の場合は、本会会費残金処分は理事会の承認を得なければならない。
- 第25条 会計関連の収入・支出に関する帳簿および明細を記載した書類は2年以上保存しなければならない。

#### 第6章 補則

- 第26条 この会則の施行にあたって必要な細則は、理事会の決議を経て定める。

#### 附則

1. 本会則は、平成16年7月31日からこれを実施する。
2. 平成23年7月23日一部改正。（会則第8条 及び 第21条を改正）